

一般社団法人日本臨床神経生理学会 役員選出規則

(適用)

第1条 一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下「当法人」という）定款第12条の役員選出の規則を次の通り定める。

(理事の選出)

第2条 当法人の定款第12条による理事の選出については、定款に定めるもののほかこの規則による。

第3条 理事の定数は、定款第12条に基づき15名とする。

第4条 理事の定年は65歳とする。ただし、定款第15条第1項における理事の任期期間中において定年に達した場合は、その事業年度に関する定時社員総会終結の時をもって退任とする。

第5条 理事は代議員の中から選出される。

第6条 理事選出が行われる年の9月30日現在で、満65歳未満の者を理事被選挙権の有資格者とする。

第7条 理事候補者のうち、選出する理事定数の3分の2(10名)を選挙により選出（選挙理事候補）し、残り5名は別に選出（推薦理事候補者）する。

第8条 前項における推薦理事候補者の選出は、代議員の選挙で選出された選挙理事10名による臨時理事会で5名を候補者として推薦し、社員総会の承認を経て選出する。ただし、推薦理事候補者の選出にあたっては、基礎系及び臨床系の各専門分野、業績、本学会に対する貢献度のほか、地域別の配分などを考慮するものとする。

第9条 任期中の欠員がでた場合は、補充を行う。この場合の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。

2. 前項における欠員補充は、第7条の選挙理事候補の選挙結果の次点の候補者を順次繰り上げる。

(監事の選出)

第10条 当法人の定款第12条による監事の選出については、定款に定めるもののほかこの規則による。

第11条 別に定める規則に基づき、理事会の決議によって推薦された代議員及び代議員経験者の中より、社員総会の決議で選任する。

第12条 任期中の欠員がでた場合は、理事の推薦で社員総会の承認を得て、補充を行う。この場合の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。

(監事の選出基準)

第13条 当学会の運営に対し、理事経験者、委員会委員長や大会長など貢献をした者を理事会が推薦する。

- 附 則 1. 本規則は2012年11月7日から適用する。
2. 本規則は2016年10月26日から適用する。